## 環境アセスメントの対象事業一覧表(改正法と条例改正の考え方(案)の比較表)

		法 対 象 事 業		京都市条例改正の考え方(案)対象事業	
対象事業の一覧		第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうか, 国交省大臣 等許認可権者が個別に判断する事業)	第1類事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2類事業 (計画段階環境配慮のみ実施する事業)
1	高速道路	すべて	_	_	_
	首都高速道路など	4車線以上	_	4車線未満	_
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上·7.5km~10km	4車線以上·3km~7.5km	4車線以上·1.5km~3km
	林道など	幅員6.5m以上·20km以上	幅員6.5m以上·15km~20km	幅員5m以上·10km~15km	幅員5m以上·5km~10km
2	ダム・堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha~100ha	湛水面積20ha~75ha	_
	放水路・湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha~100ha	土地改変面積20ha~75ha	_
3	新幹線鉄道	すべて	_	ļ	_
	鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ7.5km~10km	長さ7.5km未満	_
4	飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m~2,500m	滑走路長1,875m未満	_
5	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW~3万kW	_	_
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW~15万kW	出力5万kW~11.25万kW	_
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW	-	_
	原子力発電所	すべて	_	<del>-</del>	_
	風力発電所 <b>【新規</b> 】	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW	出力1,500kW~7,500kW	_
6	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha~30ha	面積5ha~25ha	面積5ha未満(一般廃棄物に限る)
7	埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha~50ha	_	_
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha	面積50ha~75ha	面積25ha~50ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha	面積20ha~75ha(特定地域10ha~75ha)	面積4ha~20ha(特定地域4ha~10ha)
10	工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha	面積10ha~75ha	面積4ha~10ha
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha	面積20ha~75ha(特定地域10ha~75ha)	面積4ha~20ha(特定地域4ha~10ha)
12	流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha	面積10ha~75ha	面積4ha~10ha
13	宅地の造成の事業(開発)	面積100ha以上	面積75ha~100ha	面積20→ <u>16</u> ha~75ha(特定地域10→ <u>8</u> ha~75ha)	面積4ha~16ha(特定地域4ha~8ha) (注)
14	農用地造成事業	<del>-</del>	_	面積20ha以上(特定地域10ha以上)	面積4ha~20ha
14	都市公園	_	_	面積20ha以上(特定地域10ha以上)	面積5ha~20ha(特定山間地域内に限る)
15	下水道終末処理場	<del>-</del>	_	敷地面積10ha以上·計画処理人口5万人以上	計画処理人口5千人以上
16	工場	_	_	・排ガス量4万m <sup>3</sup> /時以上 または ・排水量7,500m <sup>3</sup> /日以上	_
17	 大規模建築物	_	_	高さ45→ <u>31</u> m超 かつ 床面積5万m <sup>2</sup> 以上	床面積2千m <sup>2</sup> 以上
18	ごみ処理施設	_	_	ごみ処理施設の処理能力4トン/時以上 (焼却施設に限る)	ごみ処理施設の処理能力5トン/日以上 (焼却施設は200kg/時以上)
19	産業廃棄物中間処理施設	_	_	下記のいずれかに該当する施設 ・敷地面積9,000m <sup>2</sup> 以上 ・建築面積3,000m <sup>2</sup> 以上 ・焼却施設の処理能力4トン/時以上	_
20	土砂採取	_	_	採掘区域5ha以上	_
21	その他		_	<del>-</del>	別に定める地域で行う事業

- 第1類事業:法対象事業より小規模で,条例で定める規模以上の事業を第1類事業とし,対象となる事業には,従来の事業アセスメントの前に計画段階環境配慮の手続が加わります。
- 第2類事業:第1類事業より小規模な「京都市の事業」及び「市有地で行う民間事業」を対象としますが、 で囲われた2事業については民間事業も対象となります。
- 特定山間地域とは,歴史的風土特別保存地区,都市計画区域以外の区域,特別緑地保全地区若しくは自然風景保全地区に指定された区域をいいます。
- 特定地域とは,上記の特定山間地域に風致地区,建築物修景地区及び市街化調整区域等を加えたもので,高度集積地区等を除く本市全域となります。
- 別に定める地域とは、鳥獣保護法の「鳥獣保護区特別保護地区」、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の「生息地等保全地区内の管理地区」及びそれらに準ずる希少な動植物種の 生息に影響を及ぼす地域を想定しています。
- (注) 土地の形状の変更を行う面積が1ヘクタール以上であるものに限ります。